

全体計画なり、それから産業別なりの計画の中にも取り入れられてまいった道路であります。当時、やはり必要性という部分ではうたわれておったんですが、具体的なルートまでは示されておりませんで、非常に大ざっぱな構想というように進んできていると思います。

今、委員がおっしゃられましたように、ちょうど287の南バイパス、それから森バイパスが、森バイパスの採択に伴いまして、置賜広域圏の30分構想というのが本当にいよいよいろいろ実現化に向けて迫ってきたという部分では、西回り幹線道路の重要性というのがようやく高まってきたというふうな感じしております。

ですので、今のところは、先ほどお話があったように、地元の西根地区と平野地区におきまして、西回り幹線道路建設促進協議会というものそれぞれ西根幹促協と平野地開協の代表の理事の方で組織されまして、15年に設置されておりまして、国、県の情報収集、広報活動にお力添えをいただいているという状況であります。具体的なルートについては県からも今まで示されたものがございませんが、ようやく建設採択に向けた期成活動に拍車をかけていく時期が迫ってきたというふうな感じとしてはとらえておるところでございます。

○町田義昭委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 最後にしますけれども、今の建設課長の答弁にあったわけですが、市長にお伺いしたいのですが、たしか都市マスタープランも22年見直しというような話も聞いている中で、やはり全体の長井市のネットワーク、これが必要だと思うんですが、西回り幹線道路、今、まだ路線もなかなか難しいと、これはそのとおりだと思います。ただ、今、建設課長からあったように、何らかの調整がこれから必要になってくるのかなと思うんですが、その辺、市長の考えがおありでしたらひとつお聞かせ願って、質問を終わりたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 都市計画マスタープランの見直しももちろんでございますけれども、まずは森バイパス、それから南バイパスを確実に、早期に終了するというのを第1目標に、今、市としては掲げなきゃいけないと。24年か25年であります。そうしないと西回り幹線の位置づけがどうしてもぼやけてしまいます。287号線のバイパスというような考えもあるかもしれませんが、348号線としての道路という考え方もありますし、それらについては市としては今の段階では動けないと、あくまでも、これは長井だけじゃなくて、白鷹なんかとも連携しながら、どういった位置づけでこの西回り幹線道路を地域経済の振興とか、あるいは住みやすいまちづくりに生かしていくかというところから、いろいろ検討しなきゃならないと思います。

蒲生吉夫委員の総括質疑

+

○町田義昭委員長 次に、順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 2点について通告しておりますので、定額給付金とねんきん特別便のその後という件について、お聞かせをいただきたいと思います。

1番に言っているのは、定額給付金は地域振興券の二の舞にならないか。地域振興券というのは1999年度の事業としてやったやつなんです。今回の定額給付金と呼ぶやつですけれども、企画調整課長にお聞きいたしますけれども、「埋蔵金」なんて呼んでおりますけれども、実際はあるのかどうかということがまず疑問ですし、あるとしたら何の金を使うのかという部分について、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 蒲生吉夫委員のご質問
にお答え申し上げます。

埋蔵金ということがマスコミでも言われておりますが、いわゆる「霞が関埋蔵金」ですが、国の特別会計の部分で、資産から負債を除いた剰余金や積立金などのうち政策の財源として活用できる部分ということが言われております。このたびの定額給付金の財源については、財政投融资特別会計の準備金を取り崩して2兆円を手当てするというふうに言われております。この財政投融资特別会計の準備金は、会計の損失に備え、いざというときの財政出動のための積立金として留保されている資金ということでございます。今回の定額給付金のような国家経済の緊急的な事態に使用するというのも許容範囲であるというようなことで、埋蔵金が今回の財源として取り上げられているかというふうに考えております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

+ ○17番 蒲生吉夫委員 要するに緊急措置だから目的に合っているという答弁だと思いますね。しかし、これを取り崩すには補正予算だけでなく、取り崩すための法律も通さなきゃいけないんじゃないでしょうか。そこはどうですか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 委員おっしゃるとおり、この特別会計の剰余金を使うには、特別会計そのものが目的を持って、また理由が存在しますので、財源として使うというようなことには、特別会計の将来に担保を損なうというようなことがございます。ついては、報道されていますように、年明けの通常国会等で特別会計に関する法律の改正というのが必要になってきて、それが審議されるのではないかというふうに考えております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 この議論と同時に、消費税をいずれ上げていこうという議論も同時に

行われていると思います。きのうあたり、きょうの新聞あたりでしょうか、3年後にということを明記するような方向を政府の中では確認したというふうになっているんですね。そう考えていくと、今回の定額給付金なんていうのはない方がずっといいというふうに私は考えるんですけども、これ、前にいつか言われてたように、「毒まんじゅうだ」というような言葉を使われていたような気がするんですけども、私もそういうもんかなというふうに思っております。

1999年の地域振興券よりも不公平感があるというふうに私は通告の中に書いてあるんですけども、企画調整課長、その資料、ありましたか。私も99年の資料を探してきました。よく考えてみると、このときに私の娘がぎりぎり該当しました。早生まれだったんですね。3月生まれなんです。同級生でも1月1日以前に生まれた方は該当しなくて、1月2日以降に生まれた方は該当したんですね。私のところはちょうどそのはざまにあって、3月に生まれてるので該当したんです。2万円分の要するに購入券ですね。私のところではもう一つもらったんです。私がもらったのでないんです。母が老人福祉施設に入ったんですね。そこで申請してもらったようなんですね。ところがしばらくして、使い道がないから返されてきた。扶養義務者になっておりますので、そっちは使い道がないですよ、やっぱり。それを持って買って買うなんてならないわけで、そういうことを、99年度ですから11年になりますけども、そのときには15歳以下と65歳以上の所得の制限付きの発行なんですね。所得の制限がついているんだけど、私の母は高額年金受給者だったんですけども、福祉施設などに入っていた人も該当になったんです。一定の公平感が私はあるんだと思いますね、これはこれで。この地域で使わなきゃいけない券を発行したわけですから、それも。店を、この資料を見ていくと、私のところで使ってほしい

というところを申請してもらって受け付けて、許可を出して、そこで使ったものを多分まとめて商工観光課あたりに持っていったんでしょかね。このフロー図見ていくと、商工観光課あたりに持って行って、ここで金融機関からの多分何ぼ支払ってくださいというふうにして、店舗の方に現金が支払われたという仕掛けだったと思います。

その意味では、今回の、平等なようですけども、1,800万円の所得は関係なく、みんなに配布するというのは、地域振興券と比較しても不公平感が逆にあるのかなというふうには私には考えられますけども、そこはいかがでしょうか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 委員おっしゃるように、地域振興券、1999年4月1日から9月30日までの期間で、おっしゃるような子育てを支援し、あるいは高齢福祉年金等の受給者、所得の低い高齢者の経済的負担を軽減するというようなことが目的で交付されてきて、個人消費の喚起あるいは地域経済の活性化というようなことが目的で発行されております。長井市におきましても、約1億7,000万円分の振興券の交付をしております。交付をお受けになった方は8,068人というふうな数字です。15歳以下の方が5,438人、福祉年金、生活保護要件の方が916人、65歳以上が1,714人というふうなことで、ある程度限定された方への振興券の交付でございました。

このたびの定額給付金については全世帯というふうなことでございます。所得制限云々がございしますが、すべての世帯に世帯の構成に合った給付金というようなことがございます。また、総額で4億7,000万円というふうな市への全体の交付額となりまして、また、その経済的効果等を含めると、不公平感あるいは平等・不平等感という、それぞれ考え方はあるかとは思いますが、市としては今回の定額給付の効果をよ

り市内に引き出すというふうなことで、今回の定額給付金の効果を出していきたいというふうなところでは。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 効果が出るというんですけど、またこの法律が決まるといいですけども、ただ、私は、地域振興券のときもそうですけども、あんまり効果があったとは思えないんですよ。ただ、これの決算の報告のときには効果があったように書かなきゃいけないですから、作文しなきゃいけないですから、それはそういうふうに書きますけれども、少なくとも私のところでは4万円使いました。1回例えば3,000円とか4,000円使ったとしても、10回ぐらい買い物に使えたんでしょかね。ふだん現金を出すかわりにその券を使っただけで、改めてその分余計に使ったかなんていう感覚は全くないと思います。

今回は、今度は現金です。現金ですから、何に使ってもいいですね。言ってみれば3月末あたりで例えば国保税を納めるのを忘れていただとか、納める金がなくて払えなかったとか、税金に投入することも可能なんだと思いますね。そういう意味ではもっと何に使われたか、お金の色がついてませんので、幅広くどこにでも使えるというふうなことだと思います。お金がいっぱいあるから受け取らないかという、そうでもないと思います。2万円ぐらい、4人家族で6万円であれば、置く場所がないなんていう人はいないですから、どこにでも置けますので、要らないなんていう人は私は存在しないのかなというふうに思っているんですね。

これぐらいの、4億7,000万円ほどとは別に、今度事務費って別に来るんですよね。これ見るとおよそ10%ぐらいでしょうかね。5億円を超えるんだと思います。すると、それぐらいの税金を長井市で集めようと思ったら大変なことですよ。市民から税金を集めようとするれば、こ

+

れを一気に配ってしまって、使って、本当に経済効果って出るのかなというふうに思うんですよ。一番最初目的としていた定額減税であればもうちょっとわかります。まだ意味はわかりません。もっと前まであった、おととして最後は廃止になったのかな、定率減税だともっと私は公平感があるというふうに思うんですね。そういう意味では、結果は、消費税を上げてほしいと言ってるわけだけでも、消費税の1%というのはちなみにどれぐらいの額でしたか。消費税の部分が出てきたので、企画調整課長にこれ聞いていいかどうかですけれども、わかる範囲で。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 平成20年度の国の予算額を見ますと、消費税の歳入が10兆6,710億円となっております。現行税率が5%というふうになりますと、1%当たり2兆1,342億円、2兆円ちょっとというふうな額になると思います。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

+ ○17番 蒲生吉夫委員 そうなんです。消費税1%で2兆円超えるんですよ。1%分をぎゅうぎゅうと集めたものの中からまた給付するというスタイルだと思いますね。私はそういう考え方にはやっぱり立てないです。だったら私は消費税を1%下げた方がいいと、基本的にそう思うんですね。そっちの方が絶対効果が上がると思います。効果が上がるし、麻生政権の支持率も向上するかもしれないですね。わかりませんが、消費税導入するときから、私、議員になってましたので、その後、3%から5%に上げるんですね。3%から5%に税率を上げるときに、私はこんなふうに言った記憶があるんです。1%消費税を上げると、経済的には消費が5%ぐらい落ちるぞと。2%上げれば10%近く落ちるぞと、消費的には。そういう精神構造があるんだと思います。私はやっぱり今回のこういう給付をするのであったら、即効性もありますし、消費税を下げるというのは、絶対その効果の方

が大きいというふうに考えているんです。

最近のやつでちょっとメモっておいたんですけども、世界的な不況ですから、イギリスは消費税引き下げに踏み切ったと言ってるんですね。カナダは消費税分を年末調整でやってると。要するにその分で下げる政策をとってるというんですね。これは私は、即効性があるんだと思います。政府が考えているように本当に経済的な回復させようと思ったら急いでしなきゃいけないし、この給付をすると言っていながらまだしないわけでしょう。これはやっぱり何ののろのろしてるんだというふうに言いたくなるぐらい、私はその方が絶対、例えば今これに期待したいというふうに言っておりますけれども、そっちの方がずっと効果が上がるんでないかなという感じ私は持ってるんですね。

そこで市長に意見お聞かせいただきたいんですけども、消費税どうこうするって市長ができるわけじゃもちろんありません。ありませんが、考え方としてやっぱりそういうふうな考え方に立つしか私はないんでないかと思うんですね。こんな4億7,000万円配られて長井市に使っても私はほとんど、例えばこれどこで使ってもなんて色もついてないですから、関係ないですから、地域振興券は地域で消費されるんです。その意味ではもっと効果が薄いというふうに思うんですね。間もなく選挙を控えてるみたいないところがあるので、そういう提案をせざるを得なかったのかもしれないけれども、考え方としては私はやっぱり、これが政治だとすれば極めて愚策だというふうに言えばちょっと言葉悪いかもしれないけど、政治的にはえらく貧困な考え方だというふうに私は思ってきてるんですね。なのでできればこんなだったら4億7,000万円、事務費も含めて5億円を内谷市長、長井市でこの金額を自由に使って市民の生活向上のためにどうぞ使ってくださいと。これはずっとうれしいですよ。私はそんなふうに思う

んですけども、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 消費税の1%下げた方が効果が高いんじゃないかということでございますけども、この件については私が申し上げるまでもなく与党の税調で議論されまして、大綱として示されたところであり、今後、政府の判断が待たれるところだと思いますので、国税の税率について申し上げる立場でないというふうに思います。

ただ、一般的な考え方として、やっぱりヨーロッパ、イギリスあたりでもやっていますように下げることによって確かにGDPを押し上げるということは間違いないことだと思います。ただ、どういった、同じ2兆何がしをかけるとしても何が政策的にいいのかというところはやはり国の方で大いに議論していただいて一番効果のある政策を決定いただきたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 税金が、例えば消費税が、ヨーロッパの方では付加価値税と呼んで集めてる部分があるようでありますけれども、高いんですよ。低いところで15%ぐらいですよ。高いところは24%ぐらいですよ、EU各国は。でも制度的に違うのは、大体の国では医療費はまず無料にしています。そういうふうに高く取ってるところは。もちろん食糧にはかけてないですよ、日常生活用品には。医療費と福祉と教育、この心配をなくしてるんですよ。だから重税感があると言わないんです、25%払っていたとしても。

やはりそこが不安だから使えないんでしょう、考え方として。今、高校卒業して、その上の学校出そうと思ったら、1人年間、うちから通える学校であれば比較的いいかもしれないですけども、そうでない場合には、月で計算するより

も年の方がいいですね、年およそ250万円近く用意しなきゃいけないでしょう、1人県外の学校に入ると言われたら。これは大変ですよ。やっぱりそういう先々の不安を取り除いていかない限り消費というのは私は伸びないというふうに思うんですよ。

具体的にこんな政策でいいのかという部分がありますので、今回の定額給付金の資料いただいた中の2ページのところにこんなふうを書いてるんですね。所得が一定の基準額、長井市はこれは設けないというふうに言っておりますけども、随分おかしな論理だと思っているのは基準額の下限は1,800万円以上の世帯構成者というふうにしてるんですね。この下の方の①のところから、平成21年所得を確認するために世帯構成者の税情報を取得することがある。bは、確定した平成21年度が基準額以上となった場合、当該者に係る給付金を返還すること。②の方では、21年の所得が確定した後、22年5月ごろ21年度所得について税情報により確認すると書いてあるんですね。何を言ってるか全然わかりません。わからない理由は、これは21年度の税確定するのいつになるんでしょうかね。ここ読んで、企画調整課長、どうですか、言ってる意味わかりますか、ここは。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 所得の確定については、22年の5月というふうに指示をされております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ことし20年度ですね。来年の税金の確定を、21年度の税金の確定を、これを交付しようとしてるのは今年度なんですよ。そこで超えていたら返せ、こういう政策ですよ。これどういうふうに考えればいいのかということですけども、まさにここが霞が関の論理だということに私は思ってますけども、毎年ほとんど同じ金額の報酬や金額をもらってる人の論理です、これは。ことしは多くって、

+

来年は低くて、そういう人の考え方ではないんですよ。

私、簡単に言ったら、給付すると決めたら、どうせばらまきなんだから、こんなこと言わないでばらまいてしまえということだと私は思うんです。長井市内で例えば1,800万円というふうに所得で、所得額1,800万円ということは実質何も引かない所得がどれぐらいになるんでしょうね。500万円足した分、2,300万円ぐらい、ざっと計算してなりますでしょうかね。総所得2,300万円ぐらいだと所得が1,800万円ぐらいになるんでしょうかな。計算あんまり得意でないんでわかりませんが、そういう人、長井市内の抜いたとしたって大したことないですよ、多分。だからこんなもんどうせばらまくと決めたらばらまいた方がいいと。

決まるかどうかですけれども、今度具体的に給付しようとする時のことをお聞きした方がいいのかなというふうに思うんですけども、世帯主に給付するというふうになってるんですね。世帯のものをまとめて。世帯主というのは大体、私のところもそうだったけども、親が亡くなって世帯主交代するという人が多いですよ。だと亡くなる近くの人でとりに行けない人というのはいっぱいいるんだと思います。かわりにとりに行かなきゃならん、申請も含めてしなきゃいけないんでないかなというふうに思うんですけども、ここをどういうふうに考えるんでしょうか。世帯の者であればだれでもいいだとか、かわりのものが必要だとか、何かというのはありましたらお聞かせください。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 世帯主の方が申請をできないというふうな場合だと思います。今回の定額給付金の給付については、国としては安全上も含めて口座振替を推奨しております。どうにも口座振替できない場合には、窓口での現金支給ができ、3段階ほどの支給の方法を示して

おります。

ただ、委員おっしゃるように、例えば世帯主にも口座を持っていらっしやらないし、また寝たきりであるといった場合にどのようにしたらいいかというふうなケースがやっぱりございます。この方法については、国が県に対しての説明会でも話題になっております。また、県の市町村に対する説明会でも話題になっております。ですが具体的な方法についてまだ示されてはおりません。国の方も県からのいろいろなケース、手法を吸い上げて示したいというふうなまだ現在の状況でございます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そうなんだね。だから給付金を給付しようとするときには補正予算と法律の改正をしなきゃいけないわけけども、できれば私は気張らない方がいいと思うんですよ。かなり混乱すると思います。

地域振興券のときも多分そうだったと思いますけども、地域振興券は企画調整課で券をつくったんですね。所管するところは商工観光課でしたけど、券をつくって、1,000円の券を20枚つづりだったと思います。ちょうどポケットに入る大きさだったように思うんですね。それは申請とその券を受領するのと受領印を押すのと多分同時にしたんでないかと思うんですね。各選挙でいう投票所単位ぐらいにして一気に配ったんでないかというふうに私は思うんですけども、ちょっと9年前だから記憶にやぶさかでないです。

例えばそういう方式で配るにしても、今度は現金ですから、世帯ごとに違いますから、かなり大変だと思います。例えばそういうふうに窓口にとりに来いというのが一番、申請にまず1回来て、ただみんなに配るというんだから申請と同時に現金を配ってやれば一番いいんですよ。できないと思います。現金ですから、ましていわんや世帯ごとに例えば封筒に入れたとし

ますね。すると世帯ごとに違いますから、受け取る時にはあけて現金ですから中身確認しなきゃいけないですね。封をすれば確認しようがないですから、後で持ち帰ったらこの分入ってなかった、こういうふうに言われたら困りますので、大変な混乱になるのではないかなと。3万人程度の市でもかなり大変だなというふうに思うんです。30万人の市であればとてもこんなことできるんだろうかという心配をしてあげたいぐらいですね。

特に現金というのは、役所の職員は数字を合わせていくというのはとっても得意なんですよ。何に何を足して何を掛けたらどうなるって、こう数字ぴたっと合うんだと思います。ところが現金を数えるというのはことごとく合わないですから、何回数えても絶対合わないですから、4億7,000万円の金額を千円札と一万円札で合わせようと思ったら絶対合わないです、何回やっても。その意味では、現金を封筒に入れて各地区公民館に持っていくというのも危ない仕事ですね。現金あるやつそのものがねられるという危険が出てきます。

その意味では、どういうふうにするつもりですか。事務作業的には準備しろと言われていたと思いますね。3段階でというふうに言っていたように、どんなふうを考えておられますか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 国の方で給付の方法等、流れとして、委員の方に提供申し上げましたこの資料があるわけですが、安全性の面から最初は郵送申請方式、次に窓口申請方式、3番目に窓口現金受領方式の順に行うようにというようなことが指示されております。やはり安全面に配慮して、できるだけ口座を通しての給付というようなことが指導をされております。市としてもやはりそちらの方法をとらなければならないのではないかなと考えておりますが、まだ副

市長あるいは関係課との協議、手法については打ち合わせをしております。

ただ、地域振興券のお話がありました。地域振興券、平成11年の3月20日なんですけど、各地区公民館にお邪魔しました。あと市役所、あと市民文化会館の7カ所で交付をいたしました。その際には、事務の流れとしては今おっしゃったような流れですが、今回の定額給付金の場合に申請を例えばこの7つの箇所に来ていただいてしていただく。そして口座振替をさせていただくというようなことも考えなければならぬのかというので今後、検討する課題というふうに考えています。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 なるほど。まだ決まっていなかった背景には、決められないでいるんだというふうに思いますね。

ただ、やっぱり給付なった場合のことを考えないでいるわけにいかないの、具体的に私はこういうふうにするが一番安全かなというふうに考えているんですね。どうせ所得制限しないんですから、全員を対象にするんですから、世帯ごとに給付する切符を切ってしまう、全部を。申請でなくて切符を切ってしまう。受領するところは、それを金融機関に委託しておいて、金融機関の方で受け取る、これが一番安全な方法だというふうに思いますね。ただ、やっぱり世帯主は本人確認しなきゃいけないわけですから、本人確認の方法もちろん金融機関はわかるわけですし、すると現金は個人のは世帯ごとに個人しか受け取らないと。やっぱりまとめて素人が金を数えるというのは、もう絶対合わないですよ。その意味では、それが私が一番安全な方法なのではないかというふうに今のところ考えております。

できればこういう金額は、ばらまきするのではなくって、市民が健やかに、ほかに使い道あるんでないかというふうに思うんです。例えば国

+

の施策として具体的に小学生のところまで医療費全部無料にするぞ、その費用に当て込むぞということだとか、どうなんだろう、思いつかないですけども、いろいろあるでしょう、やっばり。4億7,000万円、事務費まで含めて5億円超える金額は、そう簡単に使うような政策をぼっと思い出せと言われても思い出せないと思いますよ。だから例えば何にでも使えるというふうな金にした方が私はずっと効果が上がるのかなというふうに思っています。

ここはこんなところで終わりにしまして、次の課題多いねんきん特別便のその後というテーマにしておりますけども、これについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

この件は6月にも一般質問で質問をしておりますけれども、このところ特に報道されてる中身では、これひどいなというふうに思っております。このところ何日間かの新聞のスクラップを持ってきたんですけども、一つは、「年金偽装 私が告発した理由」、これ前に社会保険事務所で仕事していた人が告発した理由はこうだと、こういうふうに書いてあるんですね。「公的年金相談 情報提供で加入者の納得を」と。これはドイツ連邦の年金保険庁国際担当局長、ユルゲン・マイヤーコートという人が書いたやつだとか、投書もいっぱいありますし、あと「年金記録遠い解決」だとか、何が遠いのかというふうなところで、一番最初紹介した「年金偽装 私が告発した理由」という部分の一部を読ませていただきたいと思いますが、11月3日の朝日新聞、「私の視点」という欄で元社会保険事務所職員、尾崎孝雄さんが私が告発した理由として書いておる中身です。先月まで標準報酬月額が30万円だった者が9万8,000円にされている。これでいいのか。「上も知っているから」と言い、それを持って所長室に行くと、その後は変更処理は別の人に頼むようになった。社会保険庁の職員ですからね。収納率を上げる

ために事業所に社会保険から脱退させることが行われた。会社が存続しているのに勝手に脱退させられない。それがばれないように政府管掌保険からも脱退させ、診療報酬明細書（レセプト）を抜き取っていた。脱退すれば医療費は全額個人負担になる。あるとき健康保険がなくなった従業員が事務所に相談に来たが、管理職は「社長がやったこと」と突っぱねた。途方に暮れる従業員を見ていたたまれなかった、こういう文章なんですね。これ見ていくと、まさにこの年金の偽装なんていうのは国家的詐欺だなというふうに私は思ったんですね。

そこで私は、このところずっと年金の特別便のところから、それを提出した後、返事が返ってきたところも含めて私ずっと1件かかわってる人がいるんですね。高齢者ですから、年金受け取り始めて10年ぐらいたつ人ですね。70歳ぐらいの人ですけども、ねんきん特別便に書こうとするときに私、一番最初相談あったんです。どこかというと特別便が送られてきて、この記載されている中身に10年間ほど抜けている、自分の記録が。それは主に結婚する前のところです。名前もそこで変わってます。その部分が抜けている。どこどこかという、こういうことです。会社でいうと、これ旧住所ですので、東置賜郡屋城村竹森、長谷川製糸工場に勤めていた人ですね。その後、静岡に行ってるんですね。浜名郡雄踏町宇布見、そこの有限会社坂下というところに勤めていた。織物工場ですね。いずれ糸だとか織物、そっちの方に仕事してきた人ですね。その後、長井の方に帰ってきて、長井市宮の株式会社東京電器です。一たんちょっと退職するんですけども、またその後、東京電器に勤めてるんですね。その4回勤めたもので約10年間分が欠落していることがわかったんです。

それで私は、その部分聞いて思ったのは、「名字も変わったし、住んでるところも変わっ

たし、工場も変わったけれども、間違いなくここは年金として払ってきた」というふうに言ってるんです。製糸工場と織物工場ですから、工場規模は大きいところですね。間違いなく事務処理をするところだと思います。それを申請したんだけど、ねんきん特別便を送らないで米沢の、70歳になるけど自分でびゅんびゅん運転する人なんで、持っていったんですね、ねんきん特別便を。持っていか郵送するかという仕掛けだったと思いますけれども、持って行って、「このところ抜けてるんですけども」と説明したら、私、今、読み上げた工場に勤めた4つの記録のメモ用紙まで一緒にとったというんですよ。随分おかしいことするなと思って、社会保険事務所も。借りたのであればコピーして返してよこすならまだいい。だけでもそれ受領書とかなんかもらってこなかったのかと。

「いや、何も渡さなかった」ということなんだね。随分おかしいなと思って、私かわりに電話しました。社会保険事務所に、「私はこういう者のかわりに電話したんですけども、メモ用紙というのは使い終わったら返してください」と言って電話したんですよ。「わかりました」と言って、返ってきたんです。

そのときついてきたメモ用紙があるんです。一部分だけ読みますけども、「ねんきん特別便の回答書には3事業所の照会の記載がありました。その事業所の記録については現在調査中ですので、しばらく回答お待ちください」と、こういう文章です。もっと後もありますけど、これが10月16日に来たものですね。これは私に「メモ用紙を返せ」と言われて初めてよこした文書です。正式な文書だと思うんですけども、10月16日にこの文書もようやく来たんですね。その後、何にもないんですよ。いつまで待たせるんだという感じが私はあるんですよ。そこからもう2カ月ですよ。きょう17日ですね。2カ月ですよ。何にもないんですよ。

第三者委員会に提出する文書というの、市民課長、これありますか、こういう用紙。私借りてきてコピーしたんですけども、この返事が来てからでないと思えないようにできてるんです、これ。そういうふうになってんですよ。だからいつまでこの結論を出すというのなくていいんでしょうかね。私は、随分不思議な事務処理だなと思って。今何でもそうですけども、普通は行政手続法みたいなのがあって、何日まで処分、この問題を処理しろと、こういうふうになっていますよね。いましばらくお待ちくださいって、いましばらくというのどれぐらいなのかという、とんとわからないですよ。平均的にこんなことはあるんでしょうかね。そこどうですか、浅野課長。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

記録がない方への対応だと思います。大変期間が長くなっており、心配なされている方もいます。

この件につきましては、一般論として米沢社会保険事務所長にお伺いしたところでございます。米沢社会保険事務所の話では、特に関東圏、関西圏の都市部の事務所への照会につきましては今のところ3カ月から6カ月間を要してるといようなことであります。現在米沢社会保険事務所で県外の社会保険事務所への照会は、ことしになって11月末現在で3,008件ほどありまして、そのうち回答が2,273件が回答なってるということで、残りまだ回答になってない部分もあるといようなことであります。今、蒲生委員からお話があった9月に申請なされた方につきましては、まだ回答が来てないものといふふうに思われます。回答があり次第本人へ通知申し上げるといふうなことでお聞きしております。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 社会保険庁の問題で、

+

これは第三者委員会の問題じゃないんですよ。第三者委員会のこの用紙をどこに出すのかというと、社会保険事務所にすんですからね、これ。ほかに出すわけじゃないんですから、第三者委員会というところのあて先はあて先なんですけど……。違いますね。年金記録に係る確認申立書は、総務大臣に出すんです。厚生労働大臣ではないんです。その記録が、特別便の返送は舛添厚生大臣に出すんですよ。年金記録確認書の申立書というのは総務大臣に申し立てするんです。様式2というところにもう既に総務大臣と入ってるんですよ。

それわからなかったらいいですけども、申請がとっても難しいです。特別便なんてもんでない難しさです。要するにこれやっていけば、もうあきらめる、ほとんどの人が申請しないですよ。私も言われたもん、だって、「蒲生さん、もういいや。10年分もったいないけど、まあいいや」と言われて、「いや、そう言わないで、おれもサポートするからちょっと頑張ってください」と、こういうふうに言ってるんですけども、ほとんど書けないですよ。マル・バツで書くところだけ一部あります。この中に同意書というの要るんです。個人のプライバシーを調査するから、同意してくださいと、これは簡単です。名前と判こだけ押せばいいようにできてます。あとは質問書があります。申し立ての事業所から、1番目から、1、2、3、4、9、10までありますね。これは1事業所ごとに書くようになってます。この人は3事業所なんで、この3セット書かなきゃいけないようにできてるんですね。

私一番大変だなと思ったのは、様式の5というの、申し立ての概要というのがありますね。これはこれぐらいの線引いてあるんですよ。概要というのは、要するに当時、約45年ぐらい、昭和27年からですから45年なんてもんじゃないですよ、50何年か前の、27年ですから55年前のあ

たりを思い出して書かなきゃいけないんですよ。従業員はどういう人がいたかとか、あなたの友達で生きてるのがいないかとか、証言してくれる人いないかとか、そういうこと書かなきゃいけないようにできているんです。私は、その人は結構物を書いたりなんかするのはぱっぱと早い人なんで、力強い字で書くし、いいんですけども、一般にはこれはあきらめてしまうと思います。

なので私やっぱりほとんどのところがしゃべったことを記録してくれて、これに全部書き込んでくれると。最終的には同意書と署名が必要ですよ。そこは手書きでしてもらって、これぐらいまで準備しなければほとんどの人があきらめてしまうんでないかという感じを私は持っているんです。例えばどこがそういう担当してくれるかと私わかりませんが、市民相談室あたりですか、それとも市民課の方でどっか相談に乗るような機関があるのか、あと第三者の機関でそんなふうにしてもらえるところあるのか、どれが一番やっぱりいいんだろうなというふうに思うんですよ。これはもう亡くなる人申請やりようがないですから、しょうがないですけども、今健在に生活してる人については、やっぱりこの国家的犯罪に対する手助けを行政としてはしていく必要はあると思うんですけども、ちょっと相談の窓口あたりどうするか、お聞かせください。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

現在ねんきん特別便に関しましては、昨年12月から順次送付になりまして、その回答の関係で相談者が非常に多いというふうなことがあります。ことしの9月から社会保険労務士相談を月1回、市民課の方で、これは委託の方は社会保険事務所から委託費をいただきまして行っております。これから3月までも毎月1回ございますので、そちらでぜひ相談いただいて、

書き方までご指導いただけるものと思います。

それから市民相談室でも毎週第2火曜日に社会保険労務士相談がございます。こちらの方でも事前に予約いただければ相談いただけると思いますので、月2回の社会保険労務士相談がございますので、ぜひそちらをご利用いただければというふうに思います。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私は、この人は健在のうちになんとかその10年間を取り戻したいと思っているんですね。そんな難しくないんですよ。長井にまだある会社ですから、今のケミコンの前身なわけでしょう。当時例えば庶務の方担当してた人がいたかどうかわかりませんが、ただ、この人が受給するときに言われたのは、「この部分ないか」というふうに60歳で受給するときに聞いたらしいです。脱退したという欄に判こが押してあるというんですね。本人は、「脱退したなんていうこと一切記憶にないし、した覚えもないし、判こもついた覚えはない」と。かなりちゃんとした人ですから、こう言ってるんですよ。その人の話だと当時の庶務担当者の中で問題になったことがあって、私の判こ黙って使われたと、どんな判こでもいいわけで、そういう危険性もないわけではないんですね。そうすれば今度は見つけるのが大変だなというふうに、見つかっても支給されないようになるかなというふうに思います。

この第三者委員会に対する申立書というのは、これうんとまたわかりにくくできてるんですよ。最近の、この日の新聞によると、一番最初申請してから約2年です。まともな年金が、訂正された年金を受給できるようになるまで2年かかるというんですよ。これ一般的には体力がもちません。いつ返事来るかわからないものを待っていて、来たら今度それに対する回答を書いてやってでしょう。難しいなというふうに思います。

時間も来ましたけれども、これはまたひどいなと思っているのは、この前、今株価の暴落がすごいですね。皆さんから集めた年金を運用するのに何に使ってるのかと思ったら、株買ってあるんですよ。4月から10月までの間に4兆5,000億円の損失を出してるんですよ。保険の加入者だけのものですよ。こういうお金は有利な方法で保管しろというふうに多分なっているんでしょから、有利なところがリスクの大きい損失を出してしまったんだと思います。おれに言わせりゃ「こんなものはまよえ」と、こういうふうに言いたいところですけども、そういうところというのは極めて反省がないなというふうに思うんですね。ですから年金の受給についても相談あった場合には、同じ人に何年もかわかってするつもりで相談の方の窓口はしてもらおうことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

高橋孝夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 次に、順位4番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 お疲れだと思いますが、もう少しお互いに頑張りたいと思います。目をあけて。私は、市の行財政運営が堅実に展開されるように願いながら総括質疑を行います。3点について、それぞれお伺いいたしますので、ぜひ明快な答弁いただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、地場産業振興センターの運営費補助金について伺います。

これは実は過日の一般質問で通告をしておりましたが、時間の関係で割愛をさせていただきました。よって、今回この部分についてお聞かせをいただきたいと思います。